

◆所得税の確定申告書や住民税の申告書には『マイナンバー』の記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、



**マイナンバーの記載
+
本人確認書類の
提示又は写しの添付
が必要です**

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	+	身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通知カード ● 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）などのうちいずれか1つ 		<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証 ● パスポート ● 身体障害者手帳 ● 在留カード ● などのうちいずれか1つ

◆新たに就農された方々へ

町では、以下の方を対象に補助金を交付しています。

【対象者】①平成28年度までに就農された方で、大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地または施設などの保有予定者で、次のいずれかの要件を満たす方。

(1) 新規学卒者 (2) 新規参入者（おおむね45歳以下） (3) Uターン者（おおむね45歳以下）

※以前、新規就農奨励補助金の交付を受けた方は対象外です。

②大崎町に居住し、46歳以上65歳以下のUターン者で、町内の農業者の後継者として新規就農する方。

【申請期限】 1月31日（火）までに農林振興課 営農推進室までご連絡ください。